

議案第 23 号

八幡浜市水産加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市水産加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

八幡浜市水産加工センター設置及び管理条例（平成 24 年条例第 12 号）の一
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。

改正後	改正前
(利用の制限) 第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する ときは、利用を許可しないものとする。 (1) 事業内容が <u>地元水産物のほか地元特産品の</u> 付加価値向上に資するものでないとき。 (2)～(5) (略)	(利用の制限) 第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する ときは、利用を許可しないものとする。 (1) 事業内容が <u>地元水産物の</u> 付加価値向上に資するものでないとき。 (2)～(5) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水産加工センターの利用制限を緩和するため。

